

幸田町火災予防条例第45条の2第1項の規定に基づく指定^{とう}洞道等の指定について

令和6年1月10日

消本告示第2号

幸田町火災予防条例（平成2年幸田町条例第3号）第45条の2第1項の規定に基づく人の出入りする地下の工作物で、消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものを指定^{とう}洞道等として次のとおり指定する。

- 1 洞道その他これらに類する地下の工作物（以下「洞道等」という。）で、その長さ（洞道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計）が50メートル以上のもの
- 2 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5号に規定する共同溝をいう。）及び共同溝に接続する洞道等
- 3 前2項以外で消防長が特に必要と認める洞道等

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。